

はじめに

情報教育の世界は日進月歩ならぬ秒進分歩だと、以前からよく言われてきました。この一年間も、スマートフォン、タブレット端末の急速な普及、Windows 8の発売など大きな変化が訪れています。スマートフォンはその普及に伴い、多くのトラブルも報告されるようになりました。情報モラルや正しい情報を見抜く力、情報に対する的確な判断力等のネット社会に生き抜く力を育成する重要性を一層感じさせます。

一方、情報化の進展により、新たに「忘れられる権利」というネット上での新たなプライバシー保護が注目を集めるようになりました。「忘れられる権利」とは聞き慣れない言葉ですが、昨年1月EUで初めて提唱された権利で、プライバシー保護を強化するため、サーバーの管理者や検索サービス会社に対し、個人が自分の情報を削除させる権利を認めることのようにです。この背景には、悪意を持った第三者が、Facebookやブログなどのネット上に蓄積した個人の情報をかき集め、住所や家族関係、過去の恋愛経験までを、ネット上に晒すプライバシー侵害が相次いでいるためであり、その数は国内だけでも一昨年一年間で1万件に上るという報告もあります。今後、「表現の自由」や「知る権利」との間で議論が進んでいく問題ではないでしょうか。

今年度は文部科学省の学習指導要領が中学校でも完全実施となりました。今回の中学校の学習指導要領には、総則とすべての教科の中にコンピュータ、情報機器、情報モラル、情報通信ネットワークなどの言葉が合わせて30回近く出てきております。また、文部科学省から出ているそれぞれの学習指導要領解説には、コンピュータという単語だけでも合わせて110回を超える用語が使われています。それだけ、情報教育に関する内容が教科指導の中でも重要になってきていることを示しています。

そのような中で、愛教研情報教育委員会では、今年度研究主題を一部修正し、「情報社会に主体的に生きる力を育む教育の研究と実践ー教育の情報化の推進を通してー」とし、研究を進めて参りました。18号となる今年の研究紀要には、「高度情報通信社会に主体的に対応できる情報活用能力の育成」「ICTを活用した学習指導の工夫・改善」「教員のICT活用指導力の向上」の三つのねらいのもとに研究を進めた成果をまとめております。今年度の情報教育に関する愛教研の実態調査によりますと、「今年度、コンピュータ等の機器を活用した授業をしましたか?」という問いに対して、「実施した」「今後活用する予定がある」と答えた授業を担当する教員の割合は、小学校では9割以上、中学校では8割以上の大変高い割合となっています。今後はデジタル教科書を含む様々なデジタル資料の普及も広がっていくと予想されます。これらのコンテンツや情報通信機器等を有効に活用していくことにより、愛媛の小中学生の学力が一層向上していき、校務の能率化を図ることにより先生方が子どもたちに向き合う時間が少しでも多くなるよう、本委員会としても貢献できることの検討を一層進め、実践していきたいと思っています。